

I. 基本方針

新型コロナウイルス感染により、生活環境の変化、困窮問題など、住民の抱える課題は多様化しています。

社会福祉協議会では「みんなで作る安心して暮らせる地域づくり」を理念に、地域住民、行政、民生児童委員協議会等の関係団体と連携を図りながら、「協働のまちづくり」を推進し、住民の抱える問題の解決に向けた活動を行います。

また、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりに繋がる活動を重点的に行うとともに、見守り活動や総合的な相談業務等を関係機関と連携を図り継続的に行います。

II. 事業内容

1. 法人運営事業

- (1) 社会福祉協議会の運営（理事会、評議員会、監事会、評議員選任解任委員会の開催）
- (2) 広報活動・連絡方法の拡充（ホームページ再構築・運用）
- (3) 経理及び法人運営等の教示（有茂木会計他）

2. 生活支援事業

(1) 貸付援助事業

①生活福祉資金貸付事業

◇低所得、高齢者、身体障がい者世帯を対象に自立更生を目的に、民生児童委員と連携を図りながら貸付による生活援助を行います。

○貸付の種類

- ・総合支援資金（生活支援費）・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- ・コロナ特例資金（生活支援費、緊急小口資金）

②たすけあい金庫事業

◇町内の低所得世帯を対象に緊急時などの一時的なつなぎ資金として民生児童委員との連携を図りながら貸付を基軸とした生活援助を行います。

(2) 生活支援事業

①行旅人援護活動

◇行旅人へ一定額の金銭援助を行います。但し、休日や時間外の援助は無し。

○援助は、年間一人1回300円。

②町高齢者世帯等除雪サービス事業への協力

◇町で行っている高齢者や障がい者世帯等に対しての雪による生活不安を解消するための事業に協力します。

○助成内容 ※令和3年度内容

- ・玄関：800円/回（町除雪車出動日のみ1日2回まで）
- ・屋根：12,000円/回（年4回まで。豪雪対策本部設置の際は年6回まで）
- ・重機：重機が必要と町が認めた場合は、60,000円を上限に助成。
料金の1割は自己負担。利用は年間1回までとします。

③福祉ヤクルト見守り事業

◇75歳以上の一人暮らし高齢者を対象にヤクルトを週2回配達し、孤立になりがちな高齢者の見守り活動を行います。

④福祉サービス利用援助事業

◇認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分と判断される方の日常生活支援(各種申請手続き、費用の支払い、金銭管理)を行います。

3. 地域福祉事業

(1) 無料法律相談

○弁護士：浅沼 敬 弁護士(新庄ひまわり基金法律事務所)

○相談日：奇数月第4水曜日

○相談時間帯：13:30～15:30

○会場：清流荘

(2) 福祉ボランティア推進事業

①サマーボランティア事業(7月下旬～8月上旬)

◇中学生を対象に夏休みを利用して、町内各施設で利用者と接し、施設の福祉の職業体験をし、ボランティア精神の育成や福祉教育を目的に開催します。

②障がい者福祉啓蒙活動

◇中学生を対象に障がい者理解とボランティアの育成・交流を目的に開催します。

○障がい者セミナー

○視覚障がい者講習会(盲導犬)

○車椅子講習会

③最北地区ボランティアの輪連絡協議会事業への参加と運営協力

東根市以北4市8町村の社協とボランティア団体代表で構成され、ボランティア団体の相互協力・情報交換・研修事業等などを行います。

④出前福祉講座

◇町内会、団体等で啓蒙事業を開催します。

⑤関係機関との連携

◇健康福祉課、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、町内施設と連携し、事業の効率化と社会福祉協議会活動のPRを行います。

◇福祉のまちづくり推進のため、事業や調査に協力します。

◇地域福祉推進のため、地域ネットワークづくりに取り組みます。

(3) 高齢者等いきがづくり事業

①高齢者ワナゲ交流大会

②高齢者グラウンドゴルフ交流大会

③高齢者フェスティバル

④保育園児との世代間交流事業

⑤一人暮らし高齢者へのお便り活動(配食サービスやヤクルト利用者、その他一人暮らし高齢者事業等への参加者に舟中生が定期的に手紙を送る事業)

4. 共同募金事業

(1) 配食サービス事業

◇一人暮らし高齢者及び要援護高齢者世帯を対象にボランティアの協力を得ながら、週1回、弁当を配達します。

○目的：見守り・安否の確認、悩み相談。

○協力者：調理・配達ボランティア

○実施時期：7～9月、年末年始、祝祭日を除く毎週木曜日の夕食時。

○利用料：1食300円

○その他：調理ボランティアの方を対象に研修会を開催します。

(2) 高齢者等いきがづくり事業

①一人暮らし高齢者交流会

◇一人暮らし高齢者のいきがづくりと健康増進・心身リフレッシュを目的に健康講座や相互交流事業を実施します。

②いきがい楽習（がくしゅう）事業

◇健康づくり・仲間づくり・引きこもり防止を目的とした事業を開催します。

○健康マージャン交流会（毎月1～2回）

○登山会

(3) 児童遊具設置事業

◇地域の公園に遊具を設置し、児童福祉の推進を図ります。

(4) 機関紙「ふくしだより」発行

◇社協のPRと事業紹介・情報開示や施設や地域活動を紹介することで、多くの町民に福祉事業への理解と協力を得る目的で発行します。

(5) 歳末募金配分事業

◇一人暮らし高齢者や低所得世帯等へ歳末募金を配分し生活援助活動を行います。配分は、民生児童委員から申請・審査等の協力を得ながら行います。

5. ほほえみ保育園運営事業

保育理念：かしこく 元気で 思いやりのある子ども
知徳体が調和し、共に生きる力をもった子ども

めざす子ども像

(1) 遊びや生活の中で学ぶ子ども

- ①進んで文字や数、図形に興味、関心を持ち、活用する。
- ②自然にふれる体験活動をとおして、好奇心や探求心を育む。
- ③生活に必要なことを言葉で伝える。
- ④美しいものや心を動かすことに触れる。
- ⑤身の回りのできごとや環境に興味をもつ。

(2) よく考えて行動する子ども

- ①注意や指導を素直に聞く。
- ②して良いこと、悪いことの区別をする。
- ③うそやごまかし、言い訳をしない。
- ④正しいと思ったことを実行する。
- ⑤自分の役割を果たす。

(3) 健康な体と心を持つ子ども

- ①体を動かして元気に遊ぶ。
- ②けがや病気の予防に努める。
- ③楽しく食事をし、何でも食べる。
- ④衣服の着脱、食事、排泄などを自分で行う。
- ⑤正しい生活習慣を身につける。

(4) 相手の気持ちがわかり仲良くする子ども

- ①明るく元気にあいさつをする。
- ②友だちのいやがることをしない。
- ③相手の話をきちんと聞き、相手に分かるように話す。
- ④相手の気持ちに共感したり、相手の立場に立って行動できる。
- ⑤友達と協力し、充実感をもって最後まで取り組む。

(5) 地域の人と仲良くし、行事に楽しく参加する子ども

- ①地域の人と触れ合う。
- ②地域の行事に楽しく参加する。
- ③地域の自然や文化にふれて遊ぶ。
- ④伝統行事に進んでかかわる。
- ⑤地域のことに関心を持つ。

※別紙年間行事予定表

Ⅲ 事務局団体

1. 日本赤十字社舟形町分区

◇人命と人間としての尊厳を守ることを目的としたボランティア組織で、国際救護、災害救護の支えになるとともに、献血事業や救急法講習、義援金の受付など様々な活動を行います。

令和4年度は、山形県赤十字記念大会が7月21日に山形市で開催予定。

○社 協：運営、災害援助（義援金等）、救急法講習会等各種講習会、
防災セミナー、物故会員供物配付他

○健康福祉課：献血事業

2. 舟形町共同募金委員会

◇赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金・災害募金などの活動を行います。

3. 舟形町老人クラブ連合会

◇高齢者福祉に寄与し、いきがづくり・健康維持増進・相互交流を目的とした活動や会員の増強に繋がる活動を行います。

令和4年度は最上地区連合会の事務局になるため、当町で総会、研修会、女性研修会等を開催予定です。

○主な事業：山形県老人福祉大会、地区連絡協議会総会、地区代表者研修会、地区女性研修会、県・町ワナゲ大会、グラウンドゴルフ大会、高齢者フェスティバル、ミニ運動会、その他各研修会等

4. 舟形町身体障がい者福祉協会

◇町内在住の身体障がい者手帳保持者や活動に理解のある方を対象に障がい者の社会参加の促進と相互理解・地位向上・相互交流のための事業を行います。

○主な事業：山形県身体障がい者福祉大会、山形県身体障がい者レクリエーション大会、最上地区スポーツ大会、最上地区文化祭、県・地区女性委員研修会、友愛訪問事業他

5. 舟形町手をつなぐ育成会

◇町内の知的障がい者（児）のいる家族の団体で、知的障がい者の社会参加の促進や相互交流のための事業を行います。

○主な事業：山形県知的障がい者福祉大会、山形県知的障がい者スポーツ大会、最上地区レクリエーション大会、最上地区会員研修会他